

# 石川県公報

平成 25 年 2 月 8 日

第 1 2 5 6 8 号 (金曜日)

毎週 2 回 火曜 金曜発行

## 目 次

告 示		公 告	
一般国道の区域の変更	(道路整備課) 1	特定非営利活動法人の設立認証申請公告 (県民交流課)	4
一般国道の供用の開始	(同) 1	県営土地改良事業に係る換地処分公告 (経営対策課)	4
県道の区域の変更	(同) 1	都市計画の変更案の縦覧公告 (都市計画課)	5
県道の供用の開始	(同) 2	監 査 委 員	
公有水面埋立ての免許の出願	(河川課) 2	定期監査結果公表	5
都市計画事業の認可	(都市計画課) 3	財政的援助団体等監査結果公表	6

## 告 示

### 石川県告示第45号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定により、次のとおり一般国道の区域を変更した。

なお、その関係図面は、平成25年2月8日から同月25日まで縦覧に供する。

平成25年2月8日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	道 路 の 区 域			関係図面の縦覧場所
	変 更 の 区 間	旧新別	敷地の幅員(m) 延長(m)	
305号	小松市今江町ツ82番1地先から 小松市今江町ツ121番5地先まで	旧	13.40~16.10 59.0	南加賀土木 総合事務所 維持管理課
		新	13.40~16.10 59.0	

### 石川県告示第46号

次のとおり一般国道の供用を開始するので、道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第2項の規定により、告示する。

なお、その関係図面は、平成25年2月8日から同月25日まで縦覧に供する。

平成25年2月8日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日	関係図面の縦覧場所
305号	小松市今江町ツ82番1地先から 小松市今江町ツ121番5地先まで	平成25年2月8日	南加賀土木 総合事務所 維持管理課

### 石川県告示第47号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定により、次のとおり県道の区域を変更した。

なお、その関係図面は、平成25年2月8日から同月25日まで縦覧に供する。

平成25年2月8日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	道 路 の 区 域				関係図面の 縦覧場所
	変 更 の 区 間	旧新別	敷地の幅員(m)	延長(m)	
大谷狼煙 飯田線	珠洲市三崎町雲津子部82番1地先から	旧	5.78～13.59	59.4	奥能登土木 総合事務所 珠洲土木 事務所
	珠洲市三崎町雲津子部68番1地先まで	新	5.78～14.93	59.4	
折戸飯田線	珠洲市東山中町イ部85番1地先から	旧	6.06～17.21	177.2	"
	珠洲市正院町飯塚二部11番2地先まで	新	6.60～36.81	177.2	

## 石川県告示第48号

次のとおり県道の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、告示する。  
なお、その関係図面は、平成25年2月8日から同月25日まで縦覧に供する。

平成25年2月8日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日	関係図面の 縦覧場所
大谷狼煙 飯田線	珠洲市三崎町雲津子部82番1地先から 珠洲市三崎町雲津子部68番1地先まで	平成25年2月8日	奥能登土木 総合事務所 珠洲土木 事務所
折戸飯田線	珠洲市東山中町イ部85番1地先から 珠洲市正院町飯塚二部11番2地先まで	"	"

## 石川県告示第49号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立ての免許の出願があった。

なお、同法第2条第2項各号に掲げる事項を記載した書面及び関係図書は、平成25年2月8日から同月28日まで石川県土木部河川課及び石川県中能登土木総合事務所維持管理課において縦覧に供する。

平成25年2月8日

石川県知事 谷 本 正 憲

## 1 出願年月日

平成24年12月21日

## 2 出願者の名称

石川県

## 3 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

## (1) 埋立区域

## ア 位置

七尾市庵町ア之部69番、78番、163番、167番、168番、172番、177番、178番、179番、180番及び186番の各地先公有水面

## イ 区域

次の各地点を順次直線で結んだ線及びアの地点とアの地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

アの地点 庵町原点（北緯37度03分30.37秒、東経137度03分00.98秒）から185度42分01秒191.630メートルの地点

イの地点 アの地点から 170度27分32秒 11.022メートルの地点

ウの地点 イの地点から 180度47分39秒 20.032メートルの地点

エの地点 ウの地点から 181度31分11秒 19.895メートルの地点

オの地点 エの地点から 182度51分30秒 19.920メートルの地点

力の地点	オの地点から	187度47分12秒	19.966メートルの地点
キの地点	カの地点から	194度18分50秒	20.018メートルの地点
クの地点	キの地点から	173度47分33秒	20.655メートルの地点
ケの地点	クの地点から	173度45分00秒	19.956メートルの地点
コの地点	ケの地点から	176度12分06秒	16.361メートルの地点
サの地点	コの地点から	358度30分23秒	16.285メートルの地点
シの地点	サの地点から	3度49分57秒	19.378メートルの地点
スの地点	シの地点から	6度45分13秒	19.418メートルの地点
セの地点	スの地点から	9度22分17秒	20.022メートルの地点
ソの地点	セの地点から	8度42分03秒	20.540メートルの地点
タの地点	ソの地点から	3度39分17秒	20.487メートルの地点
チの地点	タの地点から	358度56分14秒	20.424メートルの地点
ツの地点	チの地点から	355度45分27秒	20.406メートルの地点
テの地点	ツの地点から	355度06分27秒	10.560メートルの地点

## ウ 面積

955.28平方メートル

## (2) 埋立てに関する工事の施行区域

## ア 位置

七尾市庵町ア之部69番、78番、163番、167番、168番、172番、177番、178番、179番、180番及び186番の各地先公有水面

## イ 区域

次の各地点を順次直線で結んだ線及び の地点と の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

の地点 庵町原点 (北緯37度03分30.37秒、東経137度03分00.98秒) から186度19分20秒191.908メートルの地点

の地点	の地点から	198度41分50秒	12.293メートルの地点
の地点	の地点から	170度13分32秒	19.604メートルの地点
の地点	の地点から	172度08分19秒	9.895メートルの地点
の地点	の地点から	180度47分43秒	9.843メートルの地点
の地点	の地点から	181度47分57秒	19.757メートルの地点
の地点	の地点から	186度16分44秒	19.839メートルの地点
の地点	の地点から	193度48分41秒	20.008メートルの地点
の地点	の地点から	174度07分47秒	20.723メートルの地点
の地点	の地点から	174度03分23秒	20.067メートルの地点
の地点	の地点から	170度48分57秒	16.649メートルの地点
の地点	の地点から	175度41分58秒	5.844メートルの地点
の地点	の地点から	186度33分04秒	19.786メートルの地点
の地点	の地点から	31度44分40秒	29.815メートルの地点
の地点	の地点から	5度50分41秒	87.442メートルの地点
の地点	の地点から	3度23分22秒	28.682メートルの地点
の地点	の地点から	359度44分41秒	20.424メートルの地点
の地点	の地点から	358度45分48秒	31.268メートルの地点

## ウ 面積

3,979.98平方メートル

## 4 埋立地の用途

一般県道庵鷓浦大田新線道路整備用地

## 石川県告示第50号

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第59条第 1 項の規定により、次の都市計画事業を認可した。

平成25年2月8日

石川県知事 谷 本 正 憲

施行者の名称	都市計画事業の種類及び名称	事業地	事業施行期間
金 沢 市	金沢都市計画道路事業3・5・53 号米泉町10丁目線及び7・6・19 号高架側道7号線	(1) 収用の部分 金沢市米泉町十丁目地内 (2) 使用の部分 なし	平成25年2月8日から 平成27年3月31日まで

## 公 告

### 特定非営利活動法人の設立認証申請公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった。

平成25年2月8日

石川県知事 谷 本 正 憲

## 1 申請のあった年月日

平成25年1月25日

## 2 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 まちづくり小松

## 3 代表者の氏名

山本 義之

## 4 主たる事務所の所在地

小松市白松町155番地6

## 5 定款に記載された目的

この法人は、小松市民らに対して、まちづくりに関する事業を行い、市民が住んでいる地域への愛着と誇りを持つことによって、各地域および市全体の活性化に寄与することを目的とする。

## 1 申請のあった年月日

平成25年1月29日

## 2 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 白山高山植物研究会

## 3 代表者の氏名

織田 鐵吾

## 4 主たる事務所の所在地

白山市白峰6号101番地

## 5 定款に記載された目的

この法人は、白山の高山植物を守るため、白山の高山植物の栽培を行い、保護増殖と利活用及び研究を進めるとともに、白山の豊かな自然とそれによって育まれた多様な文化を国内外に情報発信し、環境の保全と地域の振興に寄与することを目的とする。

### 県営土地改良事業に係る換地処分公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、次のとおり県営土地改良事業に係る換地処分を行った。

平成25年2月8日

石川県知事 谷 本 正 憲

事 業 名	地 区 ( 工 区 ) 名	換地処分年月日
県 営 ほ 場 整 備 事 業 ( 経 営 体 育 成 型 )	福 増 地 区	平成25年2月1日

都市計画の変更案の縦覧公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次のとおり都市計画を変更したいので、当該変更に係る都市計画の案を平成25年2月8日から同月22日まで縦覧に供する。

平成25年2月8日

石川県知事 谷 本 正 憲

都市計画の種類	都市計画を変更する土地の区域	縦 覧 場 所
七尾都市計画臨港地区	七尾市大田町の一部	石川県土木部都市計画課及び七尾市建設部都市建築課

監 査 委 員

定期監査結果公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、平成24年度の財務事務に係る監査を実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成25年2月8日

石川県監査委員 山 田 省 悟  
同 盛 本 芳 久  
同 安 田 慎 一  
同 織 田 静 代

監査箇所名	監査年月日	監査の対象	監 査 の 結 果
金 沢 二 水 高 等 学 校	平成25年1月10日	平成24年10月末日現在	所管の業務をはじめ、財務に関する事務の執行は、おおむね適正に処理されていると認める。
工 業 高 等 学 校	〃	平成24年9月末日現在	〃
能 楽 堂	〃	〃	〃
金 沢 北 陵 高 等 学 校	〃	平成24年10月末日現在	〃
金 沢 辰 巳 丘 高 等 学 校	〃	平成24年9月末日現在	〃
盲 学 校	〃	平成24年10月末日現在	〃
金 沢 商 業 高 等 学 校	〃	平成24年9月末日現在	〃
自 治 研 修 セ ン タ ー	平成25年1月23日	平成24年10月末日現在	〃
いしかわ特別支援学校	〃	〃	〃
児童生活指導センター	〃	〃	〃
総合看護専門学校	〃	〃	〃
こころの健康センター	〃	〃	〃
医王特別支援学校	〃	〃	〃
消費生活支援センター	〃	〃	〃
金 沢 錦 丘 高 等 学 校	平成25年1月28日	〃	〃
金 沢 錦 丘 中 学 校	〃	〃	〃
石川四高記念文化交流館	〃	〃	〃
歴 史 博 物 館	〃	〃	〃
金 沢 泉 丘 高 等 学 校	〃	〃	〃
金 沢 教 育 事 務 所	〃	〃	〃

金沢城・兼六園管理事務所

〃

〃

〃

財政的援助団体等監査結果公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、平成23年度の財政的援助等に係る監査を実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成25年2月8日

石川県監査委員	山	田	省	悟
同	盛	本	芳	久
同	安	田	慎	一
同	織	田	静	代

監 査 箇 所 名	監査年月日	監 査 の 結 果
石 川 県 体 育 協 会 グ ル ー プ	平成25年1月23日	公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行は、 おおむね適正に処理されていると認める。